

電気料金メニュー定義書の一部変更について

1. 変更の概要

毎月の電気料金に含まれる「燃料費調整額」の計算について、特定の期間に電気をご使用された場合に限り、計算方法を変更します（以下、「本変更」といいます）。

本変更の実施日は、平成 28 年 6 月 1 日とします。

2. 各料金メニュー定義書における変更箇所について

ずっとも電気 1、ずっとも電気 2、ずっとも電気 3 の電気料金メニュー定義書の下記の箇所について、記載内容を一部変更します。（変更後の記載内容は別紙を参照。）

料金メニュー名	各料金メニュー定義書での該当ページ
ずっとも電気 1	8、9 ページ
ずっとも電気 2	8、9 ページ
ずっとも電気 3	9、10 ページ

3. 電気料金計算への変更適用開始について

本変更の実施日（平成 28 年 6 月 1 日）以降、初めて到来する計量日以降に使用された電気の料金計算より、本変更を適用します。

4. 変更内容について

本変更は、電気の需給開始日が、需給開始後に到来する計量日と同じ月に属する場合に限ったものです。その他の場合については、従来の各料金メニュー定義書の記載通り料金計算を行います。

【変更内容】

変更後の各料金メニュー定義書の記載内容は別紙をご参照ください。

〔補足説明〕

本変更について、具体例を用いてご説明します。

（例）平成 28 年 6 月 1 日に需給開始になり、初回の計量日が 6 月 15 日に設定された場合

変更前	上記（例）の電気料金計算においては、燃料調整額の算出のために、「平成 28 年 <u>6 月分</u> の燃料調整費単価※」を使用します。 ※平成 28 年 1 月から 3 月の平均燃料価格に基づいて算出された単価を指します。
変更後	上記（例）の電気料金計算においては、燃料調整額の算出のために、「平成 28 年 <u>7 月分</u> の燃料調整費単価※」を使用します。 ※平成 28 年 2 月から 4 月の平均燃料価格に基づいて算出された単価を指します。

別紙

【変更前】 ずっとも電気1・ずっとも電気2 料金メニュー定義書8、9ページ、
 およびずっとも電気3料金メニュー定義書9、10ページより抜粋より抜粋

③ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料単価計算期間の平均燃料価格によって計算された燃料費調整単価は、その平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

各平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりとします。

平均燃料価格計算期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間

別紙

【変更後】 ずっとも電気1・ずっとも電気2 料金メニュー定義書8、9ページ、

およびずっとも電気3料金メニュー定義書9、10ページより抜粋 ※変更箇所を赤字で記載

③ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料単価計算期間の平均燃料価格によって計算された燃料費調整単価は、その平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

各平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、下記表中の「燃料費調整単価適用期間 A」欄に記載のとおりとします。ただし、需給開始日と、需給開始日以降到来する計量日が同じ月に属する場合には、下記表中の「燃料費調整単価適用期間 B」欄に記載のとおりとします。

平均燃料価格計算期間	燃料費調整単価適用期間 A	燃料費調整単価適用期間 B
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間	その年の5月の需給開始日から5月の計量日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間	その年の6月の需給開始日から6月の計量日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間	その年の7月の需給開始日から7月の計量日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間	その年の8月の需給開始日から8月の計量日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間	その年の9月の需給開始日から9月の計量日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間	その年の10月の需給開始日から10月の計量日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間	その年の11月の需給開始日から11月の計量日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間	その年の12月の需給開始日から12月の計量日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間	翌年の1月の需給開始日から1月の計量日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間	翌年の2月の需給開始日から2月の計量日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間	翌年の3月の需給開始日から3月の計量日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間	翌年の4月の需給開始日から4月の計量日の前日までの期間